

議案第9号

泉州南消防組合泉州南広域消防本及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

泉州南消防組合管理者 山 本 優 真

泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び消防署の設置に関する条例（平成24年泉州南消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「黒田264番地の1」を「桃の木台1丁目1番地の1」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。